



平成 26 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 大野直竹
(コード番号：1925 東証第 1 部)
問い合わせ先 総務部長 中尾剛文
(TEL. 06-6342-1381)

証券取引等監視委員会による当社元社員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元社員による金融商品取引法違反（インサイダー取引）の事実が認められたとして、課徴金納付命令を発出するよう、内閣総理大臣および金融庁長官に対して勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは、当社として誠に遺憾であり、株主・投資家をはじめとする全ての関係者の皆様に、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令対象者である当社元社員は、当社が平成 25 年 4 月 16 日に行った「株式会社コスモスイニシアとの資本業務提携及びそれに伴う第三者割当増資の引受けによる子会社の異動」に関する未公開事実を、その職務に関して知り、当該事実が公表される以前に、株式会社コスモスイニシアの株券合計 17,000 株を買い付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告内容および課徴金の額

上記法令違反に対し、当社元社員が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金額は、1,314 万円です。

3. 再発防止策について

当社では、機密情報の漏洩や内部者取引を禁止し、株式等の取引に関する事前届出制度を設け、企業倫理・法令順守の徹底を図ってまいりました。そのような中で、今般当社元社員が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社として真摯に受け止めております。

今後、全社員に対してコンプライアンス教育の再徹底を図り、再発防止に努めていくとともに、企業の合併や買収を担当する専従組織を設置し、情報管理を徹底していく予定です。

以 上